

「高齢者相談センター」を充実

記者発表資料
平成30年11月21日

高齢者福祉課

名称、位置及び担当区域等の変更と全センター委託化に向けた条例改正
(「加須市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準等を定める条例」の一部改正について)

■ 条例改正の背景

長寿化の進展により高齢者が増加していく中、高齢者をはじめとする市民がより身近なところで安心して相談できる環境を整備する必要があります。

また、今後も高齢者の一層の増加が見込まれる中、高齢者相談センター（介護保険法第115条の46に規定する「地域包括支援センター」をいう。）の運営に必要な専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を安定的に確保していく必要があります。

■ 主な改正内容

- ① より身近なところで相談できるよう、市内に5箇所ある高齢者相談センターを1箇所増やして6箇所とし、すべての日常生活圏域に1箇所ずつ高齢者相談センターを設置します。
- ② 専門職を安定的に確保していくため、現在、市の直営としている3箇所を含む6箇所すべての高齢者相談センターを、専門職の確保や配置をより柔軟に行える社会福祉法人に委託します。
- ③ 市が相談を受けた場合でも、その後の支援を担当する高齢者相談センターに適切に引き継げるよう、本庁舎と各総合支所に専門職の職員を配置し、円滑な連携体制を確保します。
- ④ 高齢者相談センターの周知を図るため、現在は「通称」としている「高齢者相談センター」という呼称を、加須市における「正式名称」とした上で、各センターの名称をわかりやすくします。

■ 条例の施行期日

平成31年4月1日（一部の改正規定は、公布の日から施行）

（※印は市の直営のセンター）

日常生活圏域	平成31年3月31日まで		平成31年4月1日から	
	名称	担当区域	名称	担当区域
第1圏域	愛の泉・東部地域包括支援センター	加須・大桑・水深	加須・大桑・水深高齢者相談センター愛泉苑	加須・大桑・水深
第2圏域	中央地域包括支援センター ※	不動岡・礼羽・志多見・三俣・樋遣川・大越	不動岡・礼羽・志多見高齢者相談センターみずほの里	不動岡・礼羽・志多見
第3圏域			三俣・樋遣川・大越高齢者相談センター利根こいの里	
第4圏域	騎西地域包括支援センター	騎西	騎西高齢者相談センター多賀谷寿光園	騎西
第5圏域	北川辺地域包括支援センター ※	北川辺	北川辺高齢者相談センター加須清輝苑	北川辺
第6圏域	大利根地域包括支援センター ※	大利根	大利根高齢者相談センターふれ愛の郷	大利根

条例改正に伴う補正予算を措置

■ 補正予算の目的

上記の条例の一部改正に伴い、平成31年4月1日から、高齢者相談センターの名称、位置及び担当区域等に変更が生じることを市民に周知したいため、補正予算を計上するものです。

■ 補正予算の主な内容

- 1 主要道路から各高齢者相談センターまでの道程を案内する電柱掛看板を設置します。（18箇所）
- 2 ポスター（200部）及びパンフレット（8,000部）を作成します。

■ 補正予算額 646千円（市単）